

令和4年度 日末小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

《いじめの定義》

いじめとは、「当核児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

いじめの定義を踏まえ、本校では「いじめ問題は今日的課題であり、いつでもどこでもだれにでも起こり得るものである。」という共通認識のもと、以下の点を基本姿勢としている。

- ① 全児童を対象とした日常的な未然防止の心がけ
- ② 児童に対する「いじめは絶対に許されない」という意識づけの徹底
- ③ きめ細やかな実態把握と迅速な対応
- ④ 教職員自身の言動の影響力の認識
- ⑤ 継続的な指導と見守り

《いじめ問題に対する基本方針》

- (1) 「いじめを許さない見逃がさない」雰囲気づくりの推進
- (2) 組織的生徒指導体制の確立と連携
- (3) 問題の早期発見と情報の収集
- (4) 分かる授業の推進
- (5) 人権、道徳教育の推進と充実
- (6) 児童の自己有用感を高め、共感的人間関係を育む教育活動の設定
- (7) 外部に開かれた「風通しのよい学校づくり」の推進
- (8) 保・小・中の連携
- (9) 家庭との連携
- (10) 外部の関係機関（教育センター・児童相談所・警察等）との連携

2 いじめ問題対策チーム（常設）の構成員

（構成員）

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 特別支援教育コーディネーター(教育相談)
養護教諭, いじめ対応アドバイザー, 心の相談員, スクールカウンセラー

（役 割）

校長……………総括

教頭……………事実関係及び指導経過についての情報記録, 全職員への伝達・地域への説明

教務主任……………いじめ発生クラスの周辺児童への聞き取り

生徒指導主事

特別支援教育コーディネーター

養護教諭

} 加害児童への聞き取り及び指導
(状況に応じて被害児童や周辺児童への聞き取り)

該当学級の担任……………被害児童の聞き取り, 保護者への連絡

いじめ対応アドバイザー…対応チームの指導及び助言

心の相談員……………被害児童, 加害児童, 周辺児童の心のケア

3 いじめの未然防止の取り組み

(1) いじめを許さない, 見逃さない雰囲気づくり

- ・児童の様子の日常的な観察及び情報交換
- ・道徳や学級活動の時間を活用した指導（いじめの定義や問題点等）

(2) 分かる授業づくり

- ・すべての児童が達成感や成就感を味わうことができる授業の工夫
- ・共感的人間関係を育てる場の工夫

(3) 自己有用感を育む活動の実践

- ・異学年交流の充実（縦割り掃除, 児童集会等）
- ・表現活動を取り入れた全校集会（学年発表, 委員会発表等）
- ・好ましい人間関係を醸成する学級経営
- ・自主的, 主体的な児童会活動の運営

(4) 道徳, 人権教育の充実

- ・「生命を大切にする心」育てる道徳教育の実践
- ・思いやりのある豊かな人権感覚の育成
- ・学級活動（エンカウンター等）の実践

(5) 情報モラルに関する指導

- ・年間指導計画に基づいた計画的な「情報モラルリテラシー」の指導
- ・ネットいじめの現状把握，指導

(6) その他

- ・教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動等に関するセルフチェック

4 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察，記録

- ・朝の健康観察による児童の心身の状況把握
- ・児童の行動観察（授業中・休み時間・給食中・放課後等）
- ・児童の記録（日記，生活ノート，ふりかえり等）の活用

(2) 定期的なチェック

- ・いじめアンケートの実施（6月と11月と2月の年3回）
- ・個人面談の実施（いじめアンケート集計後，または必要に応じて）
- ・学級に応じた各種アンケートの実施と活用

(3) 情報交換

- ・児童理解の会での情報交換
- ・管理職への「報告」，「連絡」，「相談」の徹底
- ・計画的な保健室からの情報収集
- ・「いじめ相談ダイヤル」の周知
- ・学級懇談会や個人懇談，家庭訪問での保護者との情報交換

5 いじめに対する措置

本校では，「生徒指導・教育相談・特別支援教育の組織対応図」（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）を基本に，別途「危機管理マニュアル 令和2年度版」に明記された

- ・いじめの予防チェックリスト
- ・問題行動早期発見のための観察ポイント
- ・いじめを発見したケースごとの対応
- ・いじめ発見シート
- ・いじめ問題対策チームのはたらき
- ・いじめの問題への取り組みについてのチェックポイント

を活用し，対処する。